自治体の条例改正対応は
法令遵守の基盤

条例お届け便は、
業務に関連する自治体の条例や規則などの
改廃情報を提供し、
業務の効率化をサポートします。

お客様からのご質問

OHSAS18001取得企業 様

労働安全衛生マネジメントシステムがもうすぐISO化されるので、この機会に社内の法令遵守体制を整えたい。自治体の条例等の情報は、個別に自治体のホームページを確認しているのだが、マンパワーを少しでも軽減して、コスト削減につなげられませんか。

おまかせください!

時間を費やしてコツコツとホームページを調べる必要はありません!　必要な改廃情報を確実にキャッチできます。さらに、既に資料化されている状態のものが届きますので、上長への説明などにすぐ使うことができます。ISO化に備えた法令遵守体制強化にぜひ!

ISO14001取得企業 様

環境マネジメントシステムを維持していくにあたり、業務に一番関係してくる自治体の条例等の情報が、なかなか得られない。どうにかならないでしょうか。

おまかせください!

ご希望の都道府県・市町村の改廃情報をメールでお届けします。これまで苦労していた情報収集作業が、待っているだけで、定期的にメールで受け取れます!

実務者 様

工場での廃棄物を処分する際の基準値が、いつのまにか変更されていました!　少しの違いでも業務に影響してくるので、重要な情報です。変更されたことを知るすべがないのですが、対応可能でしょうか。

おまかせください!

可能です。メールでご希望の自治体の改廃情報を受け取れますので、改廃があったことを確実に知ることができます。

審査の際、条例等の改廃情報をチェックする仕組みを確立しました! と、体制強化を強力にアピールできます!

[お客様の条例改正チェック作業はいかがでしょうか?]

- ☑ 自治体のホームページを一生懸命確認したけど、なかなか見つけ出せない
- ☑ 改正箇所を把握するのが不慣れでたいへんだ
- ☑ 改廃内容を資料化するために時間と手間がかかりすぎる

条例などの改廃情報をメールでお届けします!

条例お届け便　サービス内容

（法対象事業事後調査報告書等）

第４９条　法対象事業者は、~~法第１４条第１項第７号ハに掲げる環境の状況の把握~~法第１４条第１項第７号ハに掲げる措置（回復することが困難であるためその損令が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして規則で定めるものに限る。）、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置を実施したときは、~~環境影響評価等技術指針~~規則で定めるところによりその結果を記載した報告書（~~以下~~第４項及び第６項において「法対象事業事後調査報告書」という。）及びこれを要約した書類を作成し、市長に提出しなければならない。

２　法対象事業者は、規則で定めるところにより、法対象事業に係る工事に着手したときは当該工事に着手した日から起算して３０日以内にその旨を、法対象事業に係る工事が完了したときは当該工事が完了した日から起算して３０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

３　市長は、前項の規定により法対象事業者から法対象事業に係る工事に着手した旨の届出があった場合において、環境の状況の変化その他の事情により必要と認めるときは、当該法対象事業者に対し、指定する調査項目について調査を実施し、その結果を記載した報告書（~~以下~~次項において「法対象事業補充調査報告書」という。）及びこれを要約した書類を提出するよう指示することができる。

４　市長は、法対象事業事後調査報告書~~及びこれを要約した書類~~又は法対象事業補充調査報告書~~及びこれを要約した書類（以下これらをこの項、次項及び第７項において「法対象事業事後調査報告書等」という。）~~の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、~~これを要約した書類~~法対象事業事後調査報告書等を公告の日から起算して１５日間縦覧に供するものとする。

５　第１１条第２項の規定は、法対象事業事後調査報告書等について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「方法書及び要約書」とあるのは「法対象事業事後調査報告書等」と読み替えるものとする。

６　前項の規定にかかわらず、法対象事業者が法第３８条の３第１項の規定により報告書を公表した場合は、当該法対象事業者は、法対象事業事後調査報告書及びこれを要約した書類を公表することを要しない。

７~~６~~　市長は、~~法対象事業事後調査報告書又は法対象事業補充調査報告書~~法対象事業事後調査報告書等の提出があったときは、その内容を検討し、法対象事業者に対し、環境の保全の

新条文（見え消し）

新旧対照表

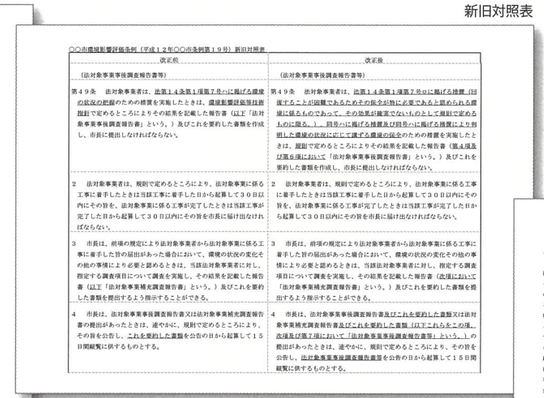
○○市環境影響評価条例（平成１２年○○市条例第１９号）新旧対照表

改正前	改正後
（法対象事業事後調査報告書等）	（法対象事業事後調査報告書等）
第４９条　法対象事業者は、~~法第１４条第１項第７号ハに掲げる環境の状況の把握~~のための措置を実施したときは、~~環境影響評価等技術指針~~規則で定めるところによりその結果を記載した報告書（~~以下「法対象事業事後調査報告書」という。）~~及びこれを要約した書類を作成し、市長に提出しなければならない。	第４９条　法対象事業者は、~~法第１４条第１項第７号ハ~~に掲げる措置（回復することが困難であるためその損令が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして規則で定めるものに限る。）、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置を実施したときは、規則で定めるところによりその結果を記載した報告書（~~第４項及び第６項において~~「法対象事業事後調査報告書」という。）及びこれを要約した書類を作成し、市長に提出しなければならない。
２　法対象事業者は、規則で定めるところにより、法対象事業に係る工事に着手したときは当該工事に着手した日から起算して３０日以内にその旨を、法対象事業に係る工事が完了したときは当該工事が完了した日から起算して３０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。	２　法対象事業者は、規則で定めるところにより、法対象事業に係る工事に着手したときは当該工事に着手した日から起算して３０日以内にその旨を、法対象事業に係る工事が完了したときは当該工事が完了した日から起算して３０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
３　市長は、前項の規定により法対象事業者から法対象事業に係る工事に着手した旨の届出があった場合において、環境の状況の変化その他の事情により必要と認めるときは、当該法対象事業者に対し、指定する調査項目について調査を実施し、その結果を記載した報告書（~~以下~~「法対象事業補充調査報告書」という。）及びこれを要約した書類を提出するよう指示することができる。	３　市長は、前項の規定により法対象事業者から法対象事業に係る工事に着手した旨の届出があった場合において、環境の状況の変化その他の事情により必要と認めるときは、当該法対象事業者に対し、指定する調査項目について調査を実施し、その結果を記載した報告書（~~次項において~~「法対象事業補充調査報告書」という。）及びこれを要約した書類を提出するよう指示することができる。
４　市長は、法対象事業事後調査報告書~~及びこれを要約した書類~~又は法対象事業補充調査報告書の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、~~これを要約した書類~~法対象事業事後調査報告書等を公告の日から起算して１５日間縦覧に供するものとする。	４　市長は、法対象事業事後調査報告書~~及びこれを要約した書類~~又は法対象事業補充調査報告書~~及びこれを要約した書類（以下これらをこの項、次項及び第７項において「法対象事業事後調査報告書等」という。）~~の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、~~法対象事業事後調査報告書~~法対象事後調査報告書等を公告の日から起算して１５日間縦覧に供するものとする。

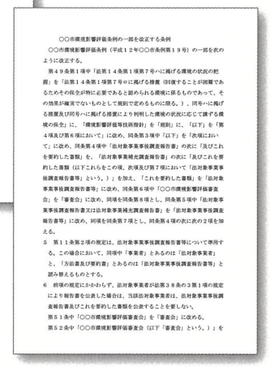
○○市環境影響評価条例の一部を改正する条例

○○市環境影響評価条例（平成１２年○○市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第４９条第１項中「法第１４条第１項第７号ハに掲げる環境の状況の把握」を「法第１４条第１項第７号ハに掲げる措置（回復することが困難であるためその損令が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして規則で定めるものに限る。）、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全」に、「環境影響評価等技術指針」を「規則」に、「以下」を「第４項及び第６項において」に改め、同条第４項中「以下」を「次項において」に改め、同条第６項中「法対象事業事後調査報告書」の次に「及びこれを要約した書類」を、「法対象事業補充調査報告書」の次に「及びこれを要約した書類（以下これらをこの項、次項及び第７項において「法対象事業事後調査報告書等」という。）」を加え、「これを要約した書類」を「法対象事業事後調査報告書等」に改め、同条第６項中「○○市環境影響評価審査会」を「審査会」に改め、同項を同条第８項とし、同条第５項を「法対象事業事後調査報告書等」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項の次に次の２項を加える。

５　第１１条第２項の規定は、法対象事業事後調査報告書等について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「方法書及び要約書」とあるのは「法対象事業事後調査報告書等」と読み替えるものとする。

６　前項の規定にかかわらず、法対象事業者が法第３８条の３第１項の規定により報告書を公表した場合は、当該法対象事業者は、法対象事業事後調査報告書及びこれを要約した書類を公表することを要しない。

第５１条中「○○市環境影響評価審査会」を「審査会」に改め、

第５２条中「○○市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を

原議（改め文）

条例等一覧	チェック対象となる条例等の改正・廃止の有無を記載した一覧です。 新規に制定された条例等があった場合も一覧に記載しますので、必要な情報を確実にキャッチできます。
新条文	条例等の改正を全て反映させ、最新の条文とした資料です。 改正前の条文を赤字取り消し線、改正後の条文を青字下線で表現した資料も添付しますので、条文全体をとおして改正箇所を確認したい際にご利用いただけます。
新旧対照表	条例等の改正箇所について、改正前後の条文を左右の比較形式で表現した資料です。 改正箇所のみ条項単位で表現していますので、ポイントを絞った確認の際にご利用いただけます。
原議（改め文）	新規制定又は改正・廃止する条例等です。 ※原則として、原議を公開している自治体に限ります。

1. チェック対象となる自治体（都道府県・市町村）の条例や規則などの一覧をお客様にご提供し、業務に影響する条例等をご指定いただきます。
2. ご指定いただいた条例等の改正・廃止の有無を記載した一覧及び改廃情報資料をメールでお送りします。新規に制定された条例等の情報もお知らせします。
3. お届けは、自治体の条例等の改廃時期にあわせ、原則年4回程度※となります。
4. 資料をお送りする対象条例等は、いつでも見直しできますので、ご安心ください。

※条例等改廃情報のご提供は、自治体のホームページ公開後となります。